

近組 2021-039 号

2021 年 8 月 19 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 阪本 洋三

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合は、学校法人近畿大学に対して、個人研究費で購入した資産性図書の除籍手続に関するルールの見直しを要求する。

個人研究費で購入した図書で一定額以上（1990 年度以前は 1000 円以上、1991～2000 年度は 2000 円以上、2001～2016 年度は 3000 円以上）のものは退職時に除籍手続（返却・譲渡・紛失）を行うこととなっている。そして、譲渡の場合は評価額換算表に記載されている評価率にしたがって算出された額を支払うこととなっている。しかし、個人研究費で購入した図書の中には、中央図書館が除籍の手続を行ったものも存在する。中央図書館が除籍の手続を行う場合は、リユースとして無償で譲渡されたりあるいは廃棄されたりするわけであるが、個人研究費で購入した図書について除籍手続の一環として譲渡を希望する場合は、現状では金銭を支払わなければならないことになっている。これはバランスを失していると言わざるを得ない。中央図書館が過去に除籍の対象にした図書については、個人研究費で購入したものであっても無償で譲渡するようルールを変更せよ。

回答は一週間以内とする。

以上